

【新設】（2以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算）

42の11の2-6 特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物でその取得価額の合計額が100億円を超えるものを2以上の事業年度（それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合には、当該連結事業年度）において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて100億円を超えることとなる事業年度（以下「超過事業年度」という。）における措置法第42条の11の2第1項の規定による特別償却限度額又は同条第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定事業用機械等の取得価額は、次の算式による。

（算式）

$$\left(100 \text{ 億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度（注1）において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額（注2）}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等の取得価額}} \right) \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額}}$$

⑥1 その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。以下注書2において同じ。

2 超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の特定事業用機械等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。

3 承認地域経済牽引事業計画が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第1項の規定により、同法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して作成した同法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画に係るものである場合には、本文及び算式中「100億円」とあるのは「100億円を承認地域経済牽引事業計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額」とする。

【解説】

- 1 本制度の特別償却又は法人税額の特別控除の対象となる一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円を超える場合には、その計算の基礎とする取得価額は各特定事業用機械等の取得価額の合計で100億円を頭打ちとするのであるが、その100億円がいずれの特定事業用機械等の取得価額から成るかについては、特定の特定事業用機械等の取得価額から成るものとするのではなく、当該特定事業用機械等の全部の取得価額の中に平均的に含まれているものとして計算することとされている（措法42の11の2①括弧書）。
- 2 ところで、一の承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円を超え、

かつ、その事業の用に供する時期が事業年度をまたがる場合の特別償却又は税額控除限度額の計算については、その同一事業計画に基づいて取得する特定事業用機械等の全部に100億円を配賦するという考え方、あるいは、その適用を受ける取得価額の合計額が100億円を超えることになった場合に、既にその適用を受けている事業年度に遡及して限度額の計算をするという考え方もあるが、これらによると計算が非常に煩雑になるため、本通達において、事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額が100億円を超えることとなる事業年度で頭打ちの計算をすることとされている。

3 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 14 の 3－6）を定めている。